

○労働保険事務組合について

厚生労働大臣の認可を受け、事業主の皆さんに代わって労働保険に関する事務手続きを行います。

○事務委託した場合の利点

事業主の方々の事務処理の負担が軽減されます。

事業主およびその家族従業員は、事務組合に委託することにより労災保険に加入することができます。

労働保険料の納付を年3回に分割納付ができます。

(事務組合に委託していない場合は、一定額を超えないと分割納付ができません。)

○加入できる事業主の範囲

常時使用する労働者が以下の表に該当する事業主

該当する業種	労働者の人数
金融, 保険, 不動産, 小売, サービス業	50 人以下
卸売り業	100 人以下
その他の事業	300 人以下

○事務手数料について

大村商工会議所労働保険事務組合事務手数料規定

(手数料の額)

大村商工会議所労働保険事務組合事務処理規約第18条の定めにより、手数料の額を(表1)のとおりとする。

(手数料の算出基礎)

大村商工会議所労働保険事務組合事務処理規約第6条第1項に基づき委託組合員から提出された、労働保険料算定基礎賃金等の報告(組機様式第4号)の1ヶ月平均使用労働者数もしくは1ヶ月平均被保険者数、及び法第7条の規定により有期事業の一括扱いを受ける事業に係る委託組合員の場合は、大村商工会議所労働保険事務組合事務処理規約第7条第1項に基づき委託組合員から提出された、一括有期事業総括表・算定基礎賃金等の報告(組機様式第8号)の常時使用労働者数のうち、もっとも多い人数に基づき算出する。

(表1)

常用労働者数 (パートタイマー・アルバイトを含む)	手数料額(年額)
0人~4人	6,000円
5人~10人	10,000円
11人~15人	15,000円
16人~20人	20,000円
21人~30人	30,000円
31人~49人	40,000円
50人以上	50,000円